

第46回 規制改革会議 議事録

1．日時：平成27年6月5日（金）10:00～10:58

2．場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

3．出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、
大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、
滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（政府）井上内閣府審議官、田中内閣審議官

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官、
仁林企画官

（総務省）行政評価局 讃岐審議官、明渡評価監視官

4．議題：

（開会）

- 1．答申案について
- 2．許認可等の統一的把握の結果について
- 3．規制改革ホットラインについて

（閉会）

5．議事概要：

岡議長 おはようございます。定刻になりましたので、第46回規制改革会議を開会いたします。

本日は、有村大臣は国会日程の関係で御欠席でございます。

誠に申しわけございません。報道関係者はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1「答申案について」、資料1について事務局より説明をお願いいたします。

山澄参事官 それでは、お手元の右肩に資料1と振っております「規制改革会議に関する第3次答申」という資料に沿って御説明させていただきます。

幾つかPがついている分野がございます。例えば7ページを御覧いただきますと、中ほどにあります「医薬分業推進の下での規制の見直し」、その下の「医薬品に関する規制の見直し」、少し飛んでいただきまして農業でいきますと28ページの「転用利益の地域の農業への還元等」。ワーキング・グループでは、この対策としまして税制の問題について御議論がございましたが、これについての処理について最終調整も若干ありますのでPがついてお

ります。

順番が前後して申しわけありません。雇用分野につきましても25ページでございますが、一番下のcと書いてあるところにPがついております。こういう部分はなおこれから最終答申の間までに、なるだけ早くセットをした上で委員会に諮るということでございますが、それ以外の部分につきましては本日、一応の御提示をなされているところでございます。Pがついているところ以外はつけさせていただいてございます。

内容につきましては、各ワーキングでもんでいただいたものですのであれなのですが、それ以外の直接内容面でないところについて言いますと、例えば13ページを御覧いただければと思います。中ほどに()DPCデータと書いてあって3行ぐらい説明がありますが、一般的になかなか分かりにくい用語については、積極的に注釈をつけるという観点からの修正を数か所施しております。

その上で、さらにまだ用語として、例えば何年というところがそれぞれの項目についてありますが、それが措置という用語とか、実施という用語などが混在したりしておりますので、その辺の用語整理は引き続き事務局でさせていただこうと思いますが、その辺はまだ直り切っておらない部分がありますけれども、そこも含めまして仕上げていきたいと思っております。

やや事務的な御報告でございますけれども、フォローアップの関係でございます。付属1を御覧いただければと思います。横長の個票が多数あるのですが、例えばで御覧いただくと3ページ「1 財務諸表の情報開示」の右のオレンジの欄で評価の欄が以前まで「解決済み」という表示であったのですが、「解決」という形で用語を改めております。このカテゴリは多数ございます。同じようなことをずっとしております。

事務局から御説明させていただくのは以上でございます。今後、今日の御議論を踏まえてさらに次回会議までにまた修正をやっていきたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換を行います。御発言あればお願いしたいと思います。

林さん、お願いいたします。

林委員 ありがとうございます。

全体量が膨大なものでありますので、前回と同様、やはりこれをコンパクトにまとめたり、メディアや一般の方にも分かりやすいようなポンチ絵もあわせて、今後御準備いただけるといいかなと思っております。

岡議長 事務局、お願いします。

刀禰次長 前回はそういった分かりやすい資料についての御指摘がございました。昨年も作成いたしました。有村大臣からも指示が出されておりますし、そういった観点から昨年よりはやや前倒しで、今、準備を進めております。

まだ決着していない項目もあるものですから、作業が進んでおらないのですが、全ての項目を載せるとかえって分厚くなります。重要な、国民に訴えやすい項目について整理

をし、もちろん総論的な紙もつきますけれども、その上で各論の部分につきましては、各ワーキングの先生方には時間があれば各ワーキングの御担当のところについて見ていただいて、特に大臣からは分かりやすく、知らない方がぱっと見て引きつけられるものにしていただきたいという指示もございましたので、そういう観点から多少デフォルメしたような部分もありますので、その辺りは各ワーキングの先生方にも見ていただきたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。森下さん、どうぞ。

森下委員 続きなのですけれども、昨年もパワポのスライドを作ってもらったと思うのですが、なぜかパワポのスライドが縦になっていて、横の方が使いやすいので、横も作ってもらおうというのですね。縦は余りプレゼンのときに使わないやり方なので、なぜ縦なのかなと去年も大分思ったのですが、ぜひわざわざ縦にしなければ理由がないのだったら、横の方がうれしいかなと思います。

もう一点は、去年も言ったのが英語を早目にしてほしいのです。今年になって外国から規制改革の話に関してどうなっているのか聞きたいという要望がすごい多いのです。物すごく海外からの興味がどうも高いようでして、なかなか英語の資料がないのでどこを探したらいいのかといろいろ聞かれるのですけれども、ぱっと見ても出てこないの、ぜひ英語版がどこかに早目に出るように、分かりやすいところに載せてもらえるとうれしいですし、プレス資料もパワポだけでも結構なので、もし英語もできるのだったら作ってもらった方がいいかなと。なかなか専門用語が多くて直しにくいというか、正確な訳なのかどうか自分でも自信がないので、できればお願いしたいと思います。これは大変かもしれませんが。

岡議長 事務局、お願いします。

山澄参事官 縦横の件につきましては検討させていただきます。今作りかけているものとの関係でどこまでどうなるかというのはあるのですけれども。

英語につきましては、答申がまとまり次第、外注も含めて作業することにしております。その過程でいろいろまた英語の表現の仕方について御相談することがあろうかと思っております。

刀禰次長 補足いたしますと、実は今回作ってみて思ったのですけれども、パワーポイントでやるときというのは、一枚一枚多少丁寧に御説明する場合もあれば、ぱっと見ていただくときはかなり字の数を少なくしてやっています。今回のものも余り字が多いとそもそも読んでいただけないので、字は極力減らすのですが、どうしてもある程度説明が必要になってくる部分もございまして、実際にやってみたのですけれども、横だとなかなかぱっと見たときに端から端まで見なければいけない。字数をぐっと少なくしないとなかなかキャッチーにならないのです。縦だと人間の目って大体そうできていて、だから普通の書類がA4縦なのはそういう理由があるのだと思うので、ですから実は縦がいいか横がいいかは結構難しく、パワーポイントで普通やると横になるというのは、御指摘のとおりです

のもう一度考えてみますが、両方あるんだということを御理解いただければと思います。

森下委員 ぜひ横で。パウボを使う理由は多分プレゼンで使うのがほとんど皆さんメンだと思うのです。今、聞いていたら皆さん作り直しているみたいなので、そのまま横の方がスムーズに行くのではないかと。縦では多分プレゼンできないと思うのです。恐らく多数決をとったら皆さん横がいいと言われると思うのです。

岡議長 どうですか。どちらでもまだいけるのですか。

山澄参事官 検討させていただきます。

岡議長 ほかいかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 細かいことで恐縮なのですが、答申案の4ページと7ページで、一般的に言うと分かりにくくなっているのではないかと。直接対面というものが何なのか。要するに買いに来た人と対面すればいいのかということではなくて、患者本人と直接対面するというに意味があるのではないかと思いました。特に7ページのコンテキストは、それがなくここに入っている意味がよく分からないのではないかと。要するに患者本人が行かなければいけない。だから家族がかわりで行くことが法律で禁止されるようになったということが分からないと、ちょっとこのコンテキストで特に7ページは、その言葉がないとつながらないような気がするのです、やはりはっきりとしていただければいいのではないかと思います。

岡議長 お願いします。

大熊参事官 医療用のお医者さんに処方された薬につきましては、患者本人に限定されているわけではなくて、処方箋を交付された者が取りに行かなければならないということになっていまして、それは患者本人及び保護者もいいということになっていまして、そういう意味では患者本人と書くと間違いになってしまうということで、こういう書き方になっております。

佐久間委員 それであれば、ほかのところには正確に患者本人と保護者というくだりがありますので、逆にそういうふうに書いていただいた方がいいかと思います。

大熊参事官 表現は工夫したいと思います。

岡議長 ほかいかがでしょうか。

山澄参事官 先ほどの英語の件で補足説明させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

岡議長 お願いします。

仁林企画官 先ほどお話があった英文の資料について若干補足させていただきます。

なるべく答申と同じぐらいのタイミングで出せるように、内々で作業をしております。できるだけ早期に発表したいと思っております。

英文の資料を作るに当たっては、日本語で作成しているポンチ絵資料を英訳することを基本的に考えているのですが、一方でポンチ絵資料にない情報、例えば会議の委員名簿などがなくと分かりづらいので、そういう意味では日本語の概略版と答申の間ぐらいのもの

を作ろうかなと思っています。案ができた段階で一度、委員にお送りしますので、特に英語での発表等に御関心のある方は見ていただいて、フォーマット等も含めて御意見をいただければありがたいと思っております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

森下さん、よろしいですか。

森下委員 はい。

岡議長 ほかいかがでしょうか。佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 答申と違う先ほどの付属のことで質問してもよろしいでしょうか。

財務諸表のところなのですけれども、解決と書いてあって、閣議決定どおり対応が行われているというのは、公表しなければならぬとしたという時点までなのか、それが公表されたことが確認できたということなのか、どちらなのでしょう。

岡議長 事務局、お答えいただけますか。

佐々木さん、何ページですか。

佐々木委員 3ページで、先ほど事例で言っていた介護とか保育事業所の財務諸表の情報開示について、書き方として解決、閣議決定どおりという部分です。

山澄参事官 各論は後で担当の方から補足いたしますが、一般的なルールというか、それだけ申しますと、昨年左から2つ目の欄に、これで言いますと何とかかんとかを行うよう指導するとございますが、それが履行されているかどうかということですので、その内容が例えば公表までもし求めているなら公表までやって解決になりますし、指導と書いてあれば指導に該当することがなされているかどうか。そういう判断でございます。左から2つ目の関係でございます。

佐々木委員 そうですね。ということはこれは指導はしたということで、実際に本当に開示されているかどうかは分からないということですね。この意味は。

刀禰次長 形としてはおっしゃるとおりですが、実際に各省がやったことは真ん中の実施状況の欄に書いてありますので、こういう形で改正して行ったということが書かれているわけです。ですから、あわせて見ていただくと、何をやったということと、閣議決定に対しては解決したかどうかということが、両方見ていただくような形になるうかと思いません。

岡議長 佐々木さんのご趣旨は、さらにその先まで含まれているかどうかという確認だと思えますけれども。今の刀禰さんの回答では、厚労省としては財務諸表を公表しなければならないこととしたというところまで実施したということで、実際にそれぞれの関係団体が公表したかどうかまではまだ分からないということですねということをおっしゃっているのですが、そこまでは分からないのですか。

刀禰次長 そうです。資料は公表しなければならないという形で指導はしているということです。

岡議長 佐々木さん、よろしいですか。

佐々木委員 いいです。これはそういう意味だということは分かりましたけれども、それを私たちがフォローアップというところで、どういうふうにしていくのが課題なのかなと思いました。

岡議長 おっしゃるとおりで、その次の課題として、フォローアップの対象になると思います。

ほかがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、先ほど事務局から4件だったでしょうか。まだPの状態のものがあるという説明をいただきました。このところにつきましては、ワーキンググループが中心になるかもしれませんが、これから関係者の皆さんにさらに検討を深めていただいて、取りまとめをいただく。それを含めて最終的にまとめしていくわけですが、内容が大部で、今日は限られた時間でもあり、まだ御意見を持っておられる方もおられるかと思えます。時間の関係から、来週の火曜日、6月9日までに、御意見があれば事務局に御提出いただきたいと思えます。皆様からの御意見、それから、先ほどのPの部分のさらなる審議を深めていただいた結果も含めまして、最終的な取りまとめにつきましては、私と大田議長代理に御一任いただいて、その結果を16日のこの会議にと、このような段取りで進めたいと思えます。

佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 追加で、答申の31ページにビッグデータビジネスの普及というものがあります。内容については私は全く問題ないと思うのですが、今いろいろな情報が流出した後で、国民がセンシティブになっているときに、もしかしたらここの表現、第1次答申に「ビジネスの普及」と書いてあるからなのかなとは思いますが、もしかするとここは少し「ビッグデータの活用の普及」みたいな、ビジネスという言葉でない方がもしかするといいのかなという、今、明確な回答はありませんが、考えた方がいいかもしれないと思えました。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、今の御意見は。

佐久間参事官 御指摘を踏まえて表現ぶり等考えてみたいと思えます。

岡議長 それでは、先ほど私が申し上げたような進め方でやるということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 ありがとうございます。

それでは、次に議題2に移ります。総務省の方は来ておられますか。お呼びください。

(総務省入室)

岡議長 それでは、議題2「許認可等の統一的把握の結果について」でございますが、本日は総務省に御出席をいただいております。

今日はお忙しいところおいでいただきましてどうもありがとうございます。

早速ですが、資料2 - 1及び資料2 - 2に基づきまして、ご説明をお願いいたします。

総務省（讃岐審議官） 御紹介いただきました総務省の行政評価局の審議官をしております讃岐と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元の資料2 - 1と資料2 - 2でございます。許認可等の統一的把握の結果について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2 - 1で主に説明させていただきたいと思っております。1枚おめくりください。「許認可等の統一的把握について」ということで、昨年も一度御説明をさせていただいたと伺っておりますけれども、ここに書いてございますとおり昭和60年の閣議決定に基づいて、許認可等の統一的把握を行っているということでございます。以後、基本的には毎年、状況を定期的に示すということですが、事務負担等の関係から2年に一度、東日本大震災のときは3年に1回というふうになりましたけれども、把握をして、その結果を公表しているということでございます。

下に書いてございますが、許認可等の範囲ということですが、国民の申請、出願等に基づいて行政庁が行う処分及びこれに類似するもの、いわば国民の側に一定のアクションがあって、行政庁の側で処分あるいは単に受け取るということも含めてということでございますけれども、法律、政令、省令及び告示というレベルまでとっておりまして、用語は多種多様でございますが、主に下のような許可、認可等々の用語を含むものを用いているということでございます。

右側、許認可等の数え方でございますけれども、法令等の中で許可等の左の用語が出てくる場合、その条あるいは項ごとにカウントしているということでございます。

したがって、次のページを御覧いただければと思っておりますが、2ページでございますけれども、許認可等の統一把握の結果でございますが、件数として数えているのは許認可等の根拠条項等の数ということでございまして、平成26年4月1日現在、今回公表したもので1万4,818件。2年前の状況は右に書いてございますとおり1万4,579件ということでございます。

各省ごとの件数につきましては、下に書いてあるとおりでございますけれども、2年前との比較につきましては、あるいはその内訳等につきましては報告書本体、資料2 - 2の6ページ以下に詳細に記載してございますので、御参照いただければと思っております。

3ページ、根拠条項数、件数の内訳ですが、左側が何に基づいているのかということですが、全体1万4,800のうち法律が70.6%、政令が3.0%、省令が23.0%、告示3.4%、このようになってございます。

次に、許認可等が規定されているもととなっている法令の数で見ますと、ここに書いてございます法律、政令、省令、告示等々の分類となっているということです。

過去からの件数の推移でございますけれども、このようなグラフのように増加傾向を示してございます。これは基本的に新しい法律ができると、そこで何らか許認可というもの

が根拠条項としてどうしても増えていく。こういうことではございますけれども、一旦、減ったところはございます。ここは下の注に書いてございますとおり、数え方を整理したということで、例えば主務大臣となっていたときに、主務大臣を主務大臣の数ごとに数えていたものを、主務大臣と書いていけばそれを1本と数えよう。このような整理を行った結果、若干数が減ったところがございますけれども、今回1万4,818となっております。

4ページ、2年前の把握結果と今回の把握結果との差を見ると、300件ほど増えているということでございますが、その主な増加の例でございます。上位から3つをとるとこういうふうになるということでございますが、1つ目は薬事法の一部を改正する法律。薬事法は下に小さく書いてございますけれども、法律の名前のところから改めまして、規制の体系を大きく変えたということでございますが、主な内容のところを書いてございますけれども、もともと薬事法は規制対象は医療機器、再生医療等製品、医薬品等とございましたが、それぞれを区分せずに1本で規制をしていたものを、それぞれの特性に応じて規制をする必要があるだろうということで、医薬品から医療機器と再生医療等製品それぞれを、その特質を踏まえて別の章立てにして許認可等の体系を整理したということで、このような数の増加になっているということでございます。

2つ目ですけれども、金融商品取引法の一部を改正する法律による許認可等の増減ということでございますが、主な内容、この法律の趣旨としてはリーマンショック、市場型金融危機の対応のために、いかなる金融機関の規律を求めるかということについて、国際的にもG20等の場においても議論されてきた、その結果を踏まえて金融システム上、重要な金融機関についての資産と負債の一定の規律を求めることを法律として整理をいたしまして、このような法律の改正法を制定した。金融機関に対して資本の増強等必要な措置を行い、それに基づく必要な届出等を整理したということで、このような件数の増加になっている。

3つ目は、原子力規制委員会設置法。原子力規制委員会というのを3条委員会として新たに設けるということ、あわせて原子炉等規制法の改正により、原子炉の設置許可等の規制を改正したということでございまして、主な内容として下に書いてございますが、許認可等の観点から見るとという意味ですけれども、主な内容としては、これまで試験研究用原子炉と発電用原子炉と区分せずに規律されていたものを区別して、発電用原子炉については一層の安全対策を求めるための規制を設けたということで、このような件数の増加になってございます。

主なものは以上ですけれども、個々一つ一つについては、先ほどの報告書本体に内訳と今回の改正の根拠法令について記載されております。

5ページ、この会議でいろいろな御議論の中で規制シートというものをこれから作って、一定の見直しを進めていこう。このような議論になっていると私どもは承知しております。この規制シートで把握された許認可等の結果というものをうまく連携を図って、合理的な仕事に結びつけよう。こういう問題意識でございますけれども、一番最後のページを御覧いただければと思いますが、許認可等現況表、これは件数だけではなくて、一件一件どの

ような根拠に基づいて、どのような許認可等が置かれているのかというのを、いわばデータベースのような形で整理されておりまして、これがいわば台帳のようなものになっているわけですが、これもホームページ上で公開しております。千数百ページぐらい打ち出すものですが、左側の用語区分等までがこれまでの様式でありましたが、今回新たに右側に規制シートとの連携がしっかり図れるように、これから作っていく規制シート、法律等々の単位に基づいて作っていくということかと思っておりますけれども、規制シートの番号と規制シートの公表年月日をしっかり明示して、そこをリンクできるような形にしていこうと考えて、このような様式を改めようということとしております。

私の説明は以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただいまの総務省の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

佐久間さん、お願いいたします。

佐久間委員 大変興味深いデータの整理等、ありがとうございます。

1点質問です。この1万4,818というのは許認可等の根拠というか、それについて触れられている条項の数だということからすると、法律でその根拠が与えられていて、細則が他の下位のルールで規定されている場合は、それはダブルカウントというか2つ、3つにカウントされるという理解でよろしいのでしょうか。

総務省（讃岐審議官） 正に法律も許可が書いてあるわけではなくて、例えば法律の中に、その法律に基づいて許可を受けた者は定期的に報告しなければいけないと書いてありましたら、法律ベースでその報告も拾っておりますし、例えば報告などについて省令などで決まっていれば、その省令でまた拾うという整理になっております。

佐久間委員 ありがとうございます。

ということは、実際の許認可の数となると、この1万4,818より少ないと考えておけばいいということでしょうか。

総務省（讃岐審議官） 規制というものをどのような体系で捉えるかということであると思っておりますけれども、これは飽くまでも例えば国民と行政との間の接点として何らかの処分をしたり、あるいは報告を求めたりする根拠が幾つあるか。簡単に言うとそういうことかと思っておりますが、それがどういう規制の体系の中にあるかという体系をさかのぼって数えると、それは少なくともこの範囲では少なくなるだろうということでもあります。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。安念さん、どうぞ。

安念委員 規制の数え方について教えていただきたいのですが、よくあるものとして、例えばある行為や営業をするのに、まず法律の何条第1項で、それをしたい場合には許可を得なければならないと書いてある。第2項本文で、その許可を得た後、変更が生じた場合にも許可を受けなければならないと書いてある。ただし書きで、ただし、軽微な変更については届出でいいと書いてあるといったような例はよくあると思っておりますが、その場合は

3つと数えるのですか、1本と数えるのですか。

総務省（讃岐審議官）そこは基本的にかなり技術的な話でありますけれども、ここは根拠条項の数え方のところに条項あるいは項で数えるとありまして、法律の1項に許可と書いてあって、3つですね。項が分かれていれば3つとなりますし。

安念委員 1項の中で、本文は変化の許可を受ける。ただし書きで軽微な変更は届出でいいはどうですか。

総務省（讃岐審議官）それも基本的に、同じ項の中でも言葉が違えば別と数えるのが原則となっております。

技術的な観点から補足をしたいと思います。

総務省（明渡評価監視官）今、先生おっしゃったような形だと、正に3つというような形でカウントしております。

安念委員 改正前の原子炉等規制法の原子炉の設置許可というのは、改正前炉規法23条1項ということで5つに分かれていたのです。実用発電用原子炉、実用船用原子炉、研開炉、だからその5つは非常に違う種別なのだけれども、1項の中だったから1項の中の1～5号だったので、1つと数えられていたのではないかと思います。どうでもいいのだけれども、趣味の世界です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。大変興味深い話だと思います。林さん、お願いします。

林委員 ありがとうございます。本当にじっくり研究したいデータだなと思っております。

こういう調査の中には、例えば過去2年間に古い規制をなくしたものが幾つあるかというような調査もなされているのでしょうか。もしあれば、そういった数字も知りたいと思うのですが。

岡議長 お願いいたします。

総務省（讃岐審議官）本体の資料2-2の縦長の方の10ページ以下に、前回から今回までの比較、この2年間の推移というものが数は300ぐらいなのですが、10ページ以下に法律ごとに何件増えたか減ったかというのはございます。

今、御指摘のなくしたものということについても、一番右の欄に廃止が何件あるかというものを整理してございます。3番目は農水、経産、国交の共管法律ですが、6件廃止しておりますし、原子力規制の関係で言いますと新設は53+1ですが、廃止も4件あるとか、そのようなことを全部足し合わせて12ページまでいくと、533件の新設と52件の廃止があったと整理されております。

林委員 ありがとうございます。

そうすると、法律だけでも12ページを見ると新設が533で廃止が52、そうすると新しく作ったものと廃止されたものは10対1ぐらいなのです。だんだんこうやって増えていくのですね。ありがとうございます。

岡議長 先ほどの折れ線グラフから見ると、増えていることが一目瞭然ですね。

総務省（讃岐審議官） 正に規制の体系をきめ細かくすると、先ほど1つの条文の中で1号、2号、3号、4号、5号となって、それらの細目を1本として規定されていれば、これは1件になりますけれども、それぞれ条とか項を分けてしまうと、それが5件というふうに数えられるという必然性を持っているということで、件数だけに意味があるというよりも、どの法律のどの根拠でどのようないわば国民負担あるいは行政庁の側でのさまざまな判断を求めているかということをはっきりさせる。そういう基礎データであるということに1つ大きな意義があるのかなと感じております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

実は私、総務省の政策評価審議会でこれにかかわっています。今、御説明に関しまして、法律、政令、省令、告示までの「上位規範」における許認可等の根拠条項等の数は、1万4,818であって、局長通達とか課長通達とかいう「下位規範」ではいくつあるのかについては分からないという理解を私はしているのですけれども、よろしいですか。

総務省（讃岐審議官） 正に通達レベルまで拾うと、これは法律、政省令、告示までですと基本的に官報に告示されたり、明らかになるとベースが分かるわけですが、通達になると課長通達あるいはそれ以下のもの等々を網羅的に把握して、統一的に把握をするということ、なかなか困難さというものもあるということかと思ひまして、恐らく昭和60年当時も議論になったのかもしれませんが、このようなルールでやっているということですが、通達などを議論する際も、どこに法令上の根拠があるのかということもベースはこちらということに、本当に戻ってこられるかどうかという検証も含めてできるような形になっていると考えているところであります。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど総務省の御説明にもありましたように、私どもの規制レビューと総務省の許認可等台帳を、資料2-1の最終ページのような形でドッキングしていただけるというのは大変結構なことだと評価させていただいております。

総務省の方、どうもありがとうございました。

（総務省退室）

岡議長 続きまして、議題3「規制改革ホットラインについて」、資料3について事務局より説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それではお手元の資料3を御覧ください。規制改革ホットラインの処理状況について御説明いたします。

受付件数ですけれども、平成27年6月1日までの累計で3,523件になっております。所管省庁への検討要請ですが、前回の報告以降、5月18日以降ですけれども、新たに37件となっております。内訳は健康・医療ワーキング・グループ関係が7件、農業ワーキング・グ

ループの関連が5件、投資促進等ワーキング・グループの関連が13件、地域活性化ワーキング・グループの関連が12件となっております。

続いて、所管省庁からの回答状況ですけれども、総数のみに触れますが、全体として累計で1,848件、所管省庁から回答を受け取っております。その内訳は表にありますとおりですけれども、対応56件、検討の着手196件等々となっております。

今回、新たに検討要請いたしました37件につきましては、2ページ以降に提案事項名を記した資料を添付しておりますので、御覧ください。今回の提案の多くは日本商工会議所によるものでございます。

私からは以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かコメントをいただければと思います。

佐久間委員 ありがとうございます。

今、御紹介があったように今回、日本商工会議所ということからですので、中小企業の方、町の本当に小さいお店の方からの問題意識が反映されている。例えば4ページの一番最後の9番で、飲食店を営む者が生前に、つまりそこでお父様がやられていて、変な話ですけれども、お父様が突然亡くなる場合は非常に簡単に息子さんが店を継げる。ところが、そういうことではなくて息子さんが一旦店主になり、その責任者になる。両方おられる中でスムーズに技術伝承を含めてやろうとすると、これはなかなか新たな許可が必要になったり、非常に難しくなるということの問題意識から来ています。

聞いたところによりますと、その理由というのは、突然亡くなった場合は大体その店の仕様そのもので引き継がざるを得ない。ところが、そうではない場合は2代目さんはみずからの発想で変えていく可能性があるのも、そこで再度手続をとらなければいけない。こういう理屈があるようでして、本当にそれでいいのかという、これは正に今、日本のいろいろなビジネスの抱えている問題を浮き彫りにしている提案ではないかと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

結構、地域活性化絡みが多いですね。

何か御意見あるいは御質問はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今日の予定の議題は全て終了いたしました。事務局、何か補足がありましたらお願いいたします。

柿原参事官 次回の会議の日程につきましては、改めて事務局から御連絡いたします。

岡議長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。